

第1回「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会 会議録

- 1 日 時 平成19年11月1日（木） 午後2時30分から午後3時45分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所 議会棟3階 第2委員会室
- 3 出席者 阿久津均委員、井上豊彦委員、佐々木英明委員、関口浩委員、塙田貞子委員、中村直樹委員、長谷川正委員、浜田耕一委員、福田智恵委員、森野静雄委員
(欠席委員 木村謙委員)
- 事務局 大竹生活安心課長、大竹生活安心課長補佐、高橋生活安心グループ係長、赤石澤総括主査、近藤主任主事、片岡主事
- 4 議 題 (1) 会長、副会長の選任について
(2) 会議の公開について
(3) 路上喫煙の現状及び今後の対応について

1 開会（午後2時30分）

2 あいさつ

- ・佐藤市長よりあいさつ

3 委員紹介

- ・大竹生活安心課長補佐が委員を紹介【別添資料1参照】

4 事務局紹介

- ・大竹生活安心課長補佐が事務局を紹介

5 議事

(1) 会長、副会長の選任について【別添資料2参照】

- ・事務局案の提示により、井上委員を会長、長谷川委員を副会長に選出
- ・井上会長、長谷川副会長よりあいさつ

(2) 会議の公開について【別添資料3参照】

- ・事務局説明の後、裁決し、会議及び会議録を公開することに決する。
- ・会議公開に必要な傍聴要領等の作成については、会長に一任された。

(3) 路上喫煙の現状及び今後の対応について【別添資料4～8参照】

6 今後のスケジュールについて【別添資料9参照】

- ・事務局から資料4に基づき路上喫煙の現状及び今後の対応について、
資料9に基づき今後のスケジュールについて説明

会長 事務局の説明は終わりました。とりあえず、皆様方に資料に対する質問と意見を分けてお伺いしたいと思います。まず、質問事項がございましたら、お願ひいたします。

A委員 「路上喫煙」の定義はどこを「路上」と言うのでしょうか、歩行喫煙と路上喫煙の違いはどのようなものなのでしょうか。路上というとかなり幅が広い印象がありますが、路上喫煙をどのように定義してアンケートなど数字を出しているのでしょうか。

事務局 資料4（7ページ）の「今後の検討課題」のなかにもお示ししましたとおり、A委員がおっしゃられたような、どこからどこまでを路上喫煙行為としてみなすのか、どの区域をもって規制を行うのかを今後の第2回以降の懇談会の検討課題ということで、皆様にご協議いただくことでございます。今のところ、それらの定義が決まっているわけではないということでご認識いただきたいと思います。

会長 今のA委員のご質問には2つのポイントがあったと思います。条例における「路上」がどこまでかというのはこの懇談会で議論すればよいと思いますが、これまでに実施したアンケート調査における「路上」とは、どこまでを定義しているのでしょうか。

事務局 平成19年8月に実施いたしましたアンケートでは「屋外の公共の場所での喫煙行為」を「路上喫煙」と定義しております。

会長 ということは、一般的に他都市などで「路上喫煙」と言う場合には「屋外の公共の場所での喫煙行為」を指しているということですね。

A委員 先の話になりますが、条例化するということになった場合、歩行喫煙が一番危ない事例だと私は思うわけですが、公共施設の中でも屋外は規制するとなるとかなり広くなってしまうこともありますので、今日の感想といたしましては、アンケートの数字がこれから議論しようとするものと一致するのかなという疑問を感じました。

会長 それでは、他にご質問がないようですので、私から委員の皆様を順番に指名させていただきますので、今日の感想や、今後この懇談会でこれから進めていくにあたってご意見などがあればお伺いしたいと思います。路上喫煙全般や昨今の喫煙について、皆さんどのようにお考えなのか、先ほどの委員紹介ではお名前だけでしたので、皆さんのご紹介も兼ねながら、ご発言いただければと思います。まずはB委員いかがでしょうか。

- C委員 その前に質問があるのですがよろしいでしょうか。
- 会長 どうぞ。
- C委員 この懇談会は公開されますが、議事録には発言の一言ひとことがすべて記載されるのか、それとも要旨だけが記載されるのでしょうか。その違いによって表現の仕方、気の遣い方がだいぶ変わってくるのかなと思います。議事録というのはどの程度まで公開されるのでしょうか。
- 事務局 基本的には発言していただいた内容そのままを文字に起こしまして、議事録を作成いたしますが、公開する前に、皆様に原案をお示しいたします。やはり、言葉というものですから、文字に起こしたものと、発言の本来の趣旨と若干差異が出て来る可能性もあります。原案を皆様にお示しして、この文章だと趣旨がちょっと違うとか、そういったご指摘をいただきて、修正をしたうえで公開することになります。従いまして議事録公開までの流れといたしましては、今回の議事録の原案を第2回懇談会までにお示しして、第2回懇談会でご了承いただいたうえで公開するということで考えております。
- 会長 自分が話している趣旨が、文字にするとちょっと違うなというのはありますね。ですから、そのような形で議事録を公開していきたいと思います。よろしいでしょうか。
- C委員 はい。ありがとうございました。
- 会長 それではB委員から、路上喫煙や昨今の喫煙者の状況とかをざっくばらんに、忌憚のない感想なりご意見なり、ございましたらお願いいいたします。
- B委員 公共の場と言うかそういうところでは、灰皿がありまして、いろんな行事があっても皆さんそこで吸っているんですね。普段はそういうところしか見ていないんですが、今日は私も勉強しようと思いまして、JR宇都宮駅から市役所まで歩いてきました。あって欲しくないと思いながら、その途中で歩きながら煙草をしている人が2、3名いらっしゃいました。今の時間帯は通勤ラッシュではないので、お子様とかが危ないなというのはなかったんですが、これが人数が多い土日あたりにお子様を連れて歩いていたら危ないのかなと思いました。
- 会長 ありがとうございました。それではD委員はいかがでしょうか。
- D委員 よろしくお願いいいたします。普段は学生として街づくりですか都市計画について勉強しています。街にどうにかにぎわいを取り戻そうといった研究をしております。行政もそのように動いて、共同研究を一緒にやらせていただいている。今回、この公募委員に応募した理由といたしまして、そのような中で、例えば中心市街地に人が集まつたけれども、

煙草を吸っている人がいることで危険が増えてしまうのであれば、中心市街地に人を集めようという本来の狙いと違ってしまうのではないかと思いまして、路上喫煙について考えてみようと応募しました。路上喫煙について様々なアンケートがありますけれども、正直、意外に市民の方々の危険に対する意識は高いものがあって、どのアンケートにおいても90%近い数字を示していました。今回、この懇談会に参加して路上喫煙を何とかしていきたいなと考えております。

会長 いい研究材料になると思いますので、積極的な議論をして下さい。それではE委員はいかがでしょうか。

E委員 色々な学校行事を見たときに、前はなかったですけれども、5、6年前から学校の中では煙草を吸ってはいけませんよということで、市民の人達、あるいは行事をするリーダーの方達にお願いをしていました。けれども、最初の1、2年はグラウンドの片隅に煙草の吸殻がありました、でも最近はまったくと言っていいほどなくなりました。ただ、校門の外に行きますと、最近はなくなったように感じますけれども、溝の中に吸殻が山になっています。そこで感じられることは、市民の方はこういうことは危険なことだ、子ども達に害があるんだということを、よく指導徹底するならば、十分にその意思を理解してくれて協力してくれるんじゃないかな。こういうようなことをつくづく感じております。

会長 皆さんの理解ももっと深まるところしいかと思います。ありがとうございました。それでは次にA委員お願ひいたします。

A委員 今回、所属団体からご指名をいただきまして、参加させていただいております。この路上喫煙の条例には賛成ということではございますが、ただ、煙草だけのことを言うのはどうなのかなと思います。この資料にもありますとおり、環境と一体でやるべきではないかと思います。何が言いたいかと言いますと、H委員も一緒の団体に所属しております、駅前の掃除をやっておるので、その中でやはり煙草の吸殻が相当多いです。煙草の危険もありますが、環境の面からも規制をかけることによって、成果が出るのではないかと期待を持っているところです。それと、もう一つ、納税者ということを考える必要があると思います。私は煙草をやめて20年経ちますので、しばらく納税していないんですが、やはり吸う方にも意見があるんですね。いくら公共施設とはいっても分煙できる場所は欲しいと。ただ、昔は自分もマナーがちょっと悪かったかも知れませんが、マナーが悪い方が多すぎるというのが一番問題かもしれません。だから、吸殻が落ちているわけです。そういうことを感想として持っています。

会長

環境やあるいは税を納税する方への配慮を考えていかなければならぬということですね。これはまた議論の中で大事な問題として出てくるでしょう。それではC委員お願いいたします。

C委員

今まで、皆さんおっしゃった意見というのは、私どもが考えているものと全く同じと言うか、非常に似ていると思います。まず、冒頭に市長がおっしゃっていましたけれども、共存について、喫煙という権利も認められた行為であるはずですから、それを受け止めて考えるべきでしょうということ。あと、会長があいさつでおっしゃっていたように、本来こういったことはマナーの問題であって、規制で秩序を取り戻していくというのは悲しいことなのかなとも思います。ですけど、先ほどA委員もおっしゃっていましたけれども、マナーの問題とは言っても、あまりにもマナーの悪い人間が多くて、静岡の例だったかと思いますが、実際に若い方の歩行喫煙でお子さんの目の中に煙草が入りまして、確かに視力に大きな障害が残ったという悲しいことも起こっています。これをマナーと言っても実効性がないですねというところも事実としてあります。ですから、税貢献の件もあるので、そういうことを包括的にとらえたうえで、いかに知恵を出していったら実効性があって秩序のある社会を作れるのかなということで考えています。事務局の説明にもありましたが、全国でも100以上の自治体でこういった条例化がされておりまして、当社のなかにはこういった条例の情報を持っているセクションもございますので、そういう情報を提供しつつ、皆さんでどのような形のものを作っていくのがいいのか微力ですがご協力させていただければありがたいと考えております。

会長

C委員のほうで、行政側と違ったデータや分析があろうかと思いますので、ご紹介いただければとありがたいな思います。それでは、県の道路管理者としてF委員お願いいたします。

F委員

道路管理者として参加させていただくわけですが、宇都宮土木事務所では宇都宮市内ですと、国道4号以外の国道と県道を管理しております。先ほどのお話にもありましたとおり、吸殻の問題があります。この条例が制定になったときには道路管理者としては喜ばしいことではないかと思っております。実例を申し上げますと、県庁前の大通りに3箇所の地下歩道があります。そこを早朝パトロールを行いましたが、やはり吸殻等のゴミがありました。その他、市販の弁当などのゴミもありました。その地下歩道は直営で（職員が）掃除をしているんですが、汚れがひどい場合は外注（請負）で対処しなければならないということも生じてしまします。ですから、道路美化の観点から、条例の制定は道路管理者

としてはいいことではないかなと考えております。

会長 道路管理者としてご意見をいただきました。ありがとうございました。
それでは、次にG委員にお願いしたいと思います。

G委員 歩行喫煙をされている方が、煙草を手の内側に持っていただければ違うのでしょうかけど、特に子どもがいるところでは危険だなと思っていたこともありましたので、分煙がしっかりできてマナー向上につながればいいなと。事故のないように、煙草が元で火事などにつながらないようになればよいと思います。

会長 ありがとうございました。それではH委員お願いいたします。

H委員 先ほど皆さんのお話にもありましたとおり、煙草を吸う方が悪人ではない。当然吸う方と吸わない方のバランスを考えていかなければならぬ。ここが一番大きなポイントだと思っております。確かに会長もおっしゃいましたが吸う方のマナーが一番の問題だと思います。ですから、そのマナーを向上させるための方策としてどうしたらよいか、何もしないでわかつてくれればよいのですが、これだけ速い時代の流れになりますと、今まで考えられなかつたようなことが問題になっているということもありますて、当然ながらそういう中でルールを決めていくことが大切だと思っております。私も約20年煙草を吸って、2年間やめて、またこの4月から高額納税者にならせていただいております。そのようなことも含めながら、皆さんとお話を進めていければいいなと思っております。よろしくお願ひします。

会長 先ほどC委員もおっしゃった、共存という部分があると思いますので、お互いに知恵を出し合いたいと思います。それではI委員お願ひします。

I委員 昨年まで煙草を吸っておりました。喉が元々ちょっとよくないほうで、どうしても辛いものですから、一応、一時やめたと言ったほうがよろしいんですかね。ですから、おいしい煙草を見せられると、つい「じゃあ、ちょっと」という気持ちになってしまふかも知れません。皆様方のお話を聞いた中で、やはり路上なのか歩行なのかが一つのポイントで、あとはもうマナーというのは皆様一人ひとり個人のものですから、それは精神衛生上の問題と言いますか、そういう形でPRしながら行っていけばいいのかなという気がします。ただ、市長からも言われた30億円以上の税金という面もあります。もしかしたらあまり関係なく、煙草を吸う人は吸うんだ、ただ、吸う場所がこの規制によって、ちょっと違うところで吸うようになるのかも知れないのかなという気はいたします。今、H委員がおっしゃったように、吸う人と吸わない人のバランスから言うと非常に難しい条例の制定なのかなという気がします。ですから、吸う

方のための何か方策があつておかしくないのかなと思います。先ほど学校の問題が出ていましたけれども、公共施設の中ではほとんど吸うことができませんが、その外を一歩行くと、私は中央小学校の出身ですが、中央小学校の先生方も吸う方がいます。あの近くでは吸えませんので、新星堂の後ろにある新星堂の灰皿を使って吸っています。あそこは学校から 10m くらいありますけれども、お好きな方はそこまで行って吸っているのかななど。そういう状況も見ておりますので、そういう方も条例の中で救い上げていかなくちゃならないのかなと考えております。

会長

ありがとうございました。皆さんそれぞれ貴重なご意見でございました。今後懇談会を進めていく中で、いろんな意見を頂戴することと思いますが、いい議論をして行きたいなと思っております。最後に私が簡単に喋らせていただきますと、法制度の難しい話はしたくないのですが、私自身、個人的になりますが、実は癌の手術をしまして煙草をやめたんですが、ある日ふと一本吸っちゃったんですね。そこからずっと吸うようになつたんです。私は煙草というのは単なる嗜好というよりも、今はニコチン中毒だ、病気だというふうに言われていますね。ですから、C 委員には申し訳ないんですが、私は基本的には煙草は全部吸わないほうが健康のためにもいいんじゃないかと。いいことがちっともなくてですね、ただ一つあるとすれば、ストレス解消になるということはありますけど。違ったものだと、昔、皆さんご存知のように、1920年代にアメリカで禁酒法ということができました。これは当時の威尔ソン大統領という人が、コロンビア大学の学長もやつた人が作ったんですが。禁酒法というのは単にお酒を禁止するのではなくて、人権擁護派で、当時、未就労者、働けない人が随分出たんですね。それで、低所得者層がいっぱい出まして、これはお酒を飲むから働かない人間が増えるんだという人権擁護の立場から禁酒法ができたんですね。ところが、結局お酒はアルコール依存症はありますけれども、人間にとつて必要なんですね。禁酒法があったために、いろんな犯罪が起つて、皆様ご存知のとおりギャング集団などが増えたわけです。私はいつも禁酒法とだぶって考えてしまう部分があるわけです。でも、人間にとつてお酒や煙草などというのはある程度、必要悪みたいなところがついて、ある部分のメリット、効果がついて、根源的なものを遡つていくと難しいなと思うわけです。そんな話は四方山話として聞き流していただいてもいいんですけども。いずれにいたしましても、煙草の本来的な話にもなるかもしれませんし、具体的な規制のあり方というものは市民生活にとってどういうものがいいんだろうと。ここに集まつた皆様は市民生活が快適で、安心して暮らせ

る制度というのが、宇都宮市のなかでどのように構築できたら一番いいのだろうという議論をしていただくためにお集まりいただいたわけですから、皆様に英知を出していただいて、市民に喜ばれる制度を構築できるような提言をいただければよろしいかと思っております。

C委員

ちょっとよろしいでしょうか。先ほど会長から「煙草を吸うことはちっともいいことがないんだ」というようなご発言がございましたが、確かに健康上よく言われますね、「煙草を吸うと癌になる」とかですね。疫学で見ると煙草を吸う方と吸わない方で、中には喫煙者のほうが病気の発生率が高いものがあります。ですが、疫学というのは、癌になるのは煙草だけの要因ではなく、例えば遺伝的な要因であったり、食生活であったり、さまざまなデータがあります。疫学的なデータだけから煙草で肺癌になったとは言えないんですね。いろんな方法があると思うんですが、例えば動物実験でタールを皮膚に塗ったりとか、煙草の煙のなかに鼠を入れて癌が発生するかどうか、それで明らかに科学的な因果関係や違いが立証されれば、煙草のリスクが極めて高いと言えると思います。確かにタールを塗ってみて発癌したということはございますが、これは人間の喫煙レベルにすると、うろ覚えなので数字は明確ではないですけれども、一日あたり一万本といった量のタールを皮膚に塗った場合に出てくるというものです。いろんな物質はなんでも過ぎれば害、これは砂糖でも塩でもそうでしょうし、適正なレベル内ということで考えていかないと、確かに病気になる方で喫煙者は多いということはあるんですが、本当に煙草だけが原因なのかということはまだ明確になっていないということです。あと、先ほどおっしゃったストレス、緊張状態から喫煙者であれば煙草の一服というもので精神的な安定が出るとか、逆にこれから何かに取り組もうというオフからオンへの切り替えのときにもやはり、煙草というものが何らかの形で心理的に作用があるということです。そういうこともあるので、確かに健康の面に関してはリスクがあることは間違いないと思いますが、かといって必ず喫煙者イコール病気を発生するということではないということを申し上げておきたいと思います。

会長

多分ですね、私みたいに独断と偏見に偏った知識を持っていることはあると思いますので、そういうところはC委員に糾していただければと思います。思い込みとかそういうこともありますので。それでは、今日は第1回ということで、皆さんにご意見をいただいたわけですから、今後とも忌憚のないご意見をいただきたいと思います。皆さん方から何か確認しておきたいことなどございますか。

C委員

資料の6ページの中にユニオン通りのポイ捨ての定点調査結果がある

んですが、こちらは平成13年度から17年度までのポイ捨てとそのうちの吸殻の数の推移が出ているんですけども、これを見ますと平成17年度は若干下がっておりますけれども、16年度まで安定的に増えてきているという数字になっているので、このことからポイ捨てが増えているということが言えるのか、もしくはその年その年の調査の範囲なり、やり方によっては出てくる度数が変わってくるかなと思うのですが、その点についてはどのように調査結果を理解すればよろしいでしょうか。

事務局

こちらについては、ごみ等を所管しております環境部において実施した定点調査でございまして、必ずしも煙草の吸殻がいくらあるのかを調べるための調査ではありません。諸々のごみが、どういったものが捨てられているのか、ご参考までにこの数字を出させていただきました。

7 その他

会長

ほかに何か、ご意見でもご要望でもございますか。なければ、これまでそろそろ閉じさせていただきたいと思います。今後、懇談会については予定として2時間程度を見ていただければと思っております。議論が発展すればそれ以上になる可能性もありますが、基本的にはその範囲で進行させていただきたいと思います。では、事務局から何かありますか。

事務局

次回の懇談会につきましては、11月29日の木曜日の午後を現在予定しております。第3回につきましては12月20日の午後を予定しております。

会長

次回は11月29日の午後、第3回は12月20日の午後ということで、皆さんご予定していただければありがたいなと思います。それではこれで閉じさせていただきます。今日は色々ありがとうございました。
また、今後とも懇談会の進行にあたりましてはご協力いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時45分)